

第2章 全体構想

2-1 将来都市像

「山北町第5次総合計画」で定めた町の将来像である『みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた』を実現するため、町の将来都市像を以下のとおり定め、その具体化に向けたまちづくりを進めます。

豊かな自然と歴史文化を生かした にぎわい・交流のまち やまきた

2-2 基本理念

まちづくりの根底となる考え方「基本理念」を設定します。

本町のまちづくりの基本理念は、先に掲げた町の将来都市像及び前章におけるまちづくりの課題を基に設定します。

これからのまちづくりは、この理念に沿って進めます。

基本理念

本町における丹沢の森林や清らかな水などの恵まれた自然資源や地域独自の風土等は、私たちが進めていく、安全で快適な住環境や生活基盤の整った持続可能な生活環境の創出といった、まちづくりの出発点です。この本町の強みを最大限に生かしつつ、人口減少や高齢化社会の進展、頻発する自然災害等への対応など、町が直面する問題点を解決する道筋を作ることが必要です。その際には、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられている、「誰一人取り残さない」ことを念頭におき、今日の世代で培った豊かな生活環境を、将来の世代に受け繋いでいくことを認識しなければなりません。

そのためには広域的な観点から町の将来像を見据え、周辺市町村との連携を進めるとともに、まちづくりの主体である町民と行政が協働して政策形成・実行プロセスに取り組む必要があります。

本町の持つ恵まれた自然環境、先人の知恵や努力により育まれてきたまちの成り立ちを最大限に活用して、将来に向けてあらゆる人々にとって安全・安心かつ快適で持続可能な都市の実現を目指します。

2-3 まちづくりの目標

「山北町第5次総合計画」を上位計画とし、先の基本理念の下、実効性の高い施策を展開するため、本町のまちづくりの目標を次のとおり定めます。

まちづくりの目標

「自立」⁶

目標1 持続的な発展に向けて地域が自立し、豊かな自然環境と良好な住宅地が共生する“自立と共生のまちづくり”を進めます

目標2 暮らしの質を優先し、身近な環境を重視した“安全・安心のまちづくり”を進め、結果的に、地震・浸水・土砂災害・大規模な火事災害などの災害に強いまちづくりを進めます

「協働」⁶

目標3 町民がお互いに協力し、支え、助け合いながら暮らし、交流を育む居場所のある“ふれあいと交流のあるまちづくり”を進めます

「活力」⁶

目標4 地域の潜在的魅力を生かし、多様な連携・ネットワークによる“連携・創造の活力あるまちづくり”を進めます

目標5 地域の産業活動や定住対策を重視した“個性豊かでにぎわいのあるまちづくり”を進めます

1. 『自立と共生のまちづくり』の進め方（目標1）

豊かな自然環境と良好な住宅地が共生し、持続的な発展に向けて自立するコンパクトなまちづくりを目指す都市の環境を整えます。

具体的には、

- 地域特性を生かし、住み、遊び、働ける活力あるまち
- 豊かな自然環境を保全した秩序あるまち

を目標とするまちづくりを推進し、都市計画マスタープラン推進会議の継続的な開催を通し、持続的なまちづくりを推進します。

2. 『安全・安心のまちづくり』の進め方（目標2）

全ての町民が質の高い暮らしを送ることができ、官民の協働による本町らしい地域コミュニティによって安全に安心して生活できる都市の環境を整えます。

また、住民の生命や財産を守るため、火災や震災、水害、雪害などの災害予防に努めるほか、防災性を考慮した道路・公園等の都市施設の整備・充実、関係機関・団体との連携を図り、住民が安心して暮らすことができる、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

具体的には、

⁶ 「山北町第5次総合計画」におけるまちづくりのキーワード。

- 高齢者や障がい者などが外出する際の障害となる段差の解消など、バリアフリーの考えに基づくまち
- 地域防災計画と連携した緊急避難場所（公園等）の適正配置を進め、災害に強いまち
- 災害時の避難や緊急車両の通行を確保するため、災害に強い道路網が整備されたまちを目標とするまちづくりを推進します。

3. 『ふれあいと交流のあるまちづくり』の進め方（目標3）

誰もが自分の居場所を見つけ、お互いに協力し、支え、助け合いながら交流を育み、自分らしく、いきいきと暮らせる都市の環境を整えます。

具体的には、

- スポーツ活動を通じた世代間のコミュニティの形成されたまち
- 身近な交流の場である公園緑地に恵まれたまちを目標とするまちづくりを推進します。

4. 『連携・創造の活力あるまちづくり』の進め方（目標4）

豊かな自然や飼養環境など本町の潜在的な魅力を生かした新たな価値の創造や、異業種間、団体間の連携、ネットワークにより地域活力を再生する都市の環境を整えます。

具体的には、

- 本町に特有の地域資源を活用したものづくりを通じ、地域経済の持続的な活性化が図られるまち
- 農林業、加工業、販売業及び観光業を主とした連携ネットワークにより地域活力のあふれるまちを目標とするまちづくりを推進します。

5. 『個性豊かでにぎわいのあるまちづくり』の進め方（目標5）

農業や林業等の地域の生業や、まちの特性を重んじた景観づくりに向けて、地域が一丸となって取り組むことのできる都市の環境を整えます。

具体的には、

- 豊かな自然環境をはじめとする町の魅力を最大限に生かした、魅力ある観光地を備えたまち
- 既存の景観計画の充実を図り、地域が率先して取り組める景観意識の高いまち
- 農林業の新規就業促進を図り、地域の生業と自然景観が調和したまちを目標とするまちづくりを推進します。

2-4 将来都市構造

将来都市構造とは、都市の将来像やまちづくりの目標の達成を目指して、町域全体の特徴を踏まえ、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものです。

1. まちづくりエリア構成

本町ではまちづくりの目標を推進するため、将来の都市構造として5つのエリアを設定し、エリアごとにまちづくりを推進します。

(1) 定住・生活・就業拠点創出エリア

本町の拠点として、町土全体を支える活動・交流の場として活性化を図る、山北、岸、向原各地区の市街地を中心としたエリアです。住宅地のほかに、商業施設や住宅地近接型の工業用地も含まれ、住宅地の整備や公共施設、商業施設及び企業等の集積を進め、関係人口の拡大を図るほか、子育て世代への訴求力となる身近な公園及び都市文化施設の整備を進め、住環境の向上を図ります。

具体的には、

- 生活拠点として定住を促進する山北駅、東山北駅周辺及び尾先・水上地区の整備
- 河村城址歴史公園及び洒水の滝周辺整備
- 誰もが利用しやすい、魅力ある山北駅周辺商店街の形成
- 丸山地区周辺における職住一体型の工業用地等の誘致を柱に、都市の整備に取り組んでいきます。

(2) 広域交流ゲート・産業振興エリア

比較的交通条件に恵まれた郊外において、更なる企業立地の促進や砂利採取地跡地利用の促進など、産業拠点としての集積を図る、清水地区を中心としたエリアです。新東名高速道路（仮称）山北スマート IC の整備効果を活用し、産業面での中心的役割を強化して工場等の誘致を図る等、関係人口増加への取り組みを進めます。

具体的には、

- アクセス拠点としての優位性を活用した企業立地の促進
 - 砂利採取の促進を検討
 - 砂利採取跡地利用の検討
 - 清水小学校跡地の利活用方法の検討
- を柱に、都市の整備に取り組んでいきます。

(3) 山里定住交流・環境形成エリア

畜産業の集積をはじめ関連産業等の導入を図る、高松地区を中心としたエリアです。既存集落の生活環境を維持しつつ、適切な施設整備を進めることで関係人口の増加と地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

具体的には、

- ハイキングコースの整備を通じた交流・観光型産業の誘致

- 学校跡地利用計画による拠点創出
を柱に、都市の整備に取り組んでいきます。

(4) 自然共生型定住・観光エリア

本町の新たな観光・交流拠点としての整備を図る、大野山を中心としたエリアです。県立山北つぶらの公園の整備効果を最大限に活用できるよう、ハイキングコースの整備等による回遊性の向上を図り、より一層の関係人口の拡大と、それによる地域コミュニティの活性化を図ります。

具体的には、

- 大野山乳牛育成牧場跡地及び既存観光施設の利活用促進
- つぶらの事業用地の整備
- 関係人口の拡大と新規居住者の受け入れの促進

を柱に、都市の整備に取り組んでいきます。

(5) 水源を生かした観光再生エリア

豊かな自然環境を生かした観光と交流を軸として活性化を図る、三保地区を中心としたエリアです。新東名高速道路（仮称）山北スマートICの整備効果を活用し、より一層の関係人口の拡大と、それによる地域コミュニティの活性化を図ります。また、丹沢湖や三保ダムの集客効果を生かしたハイキングコースの設置等による関係人口の増加を図ります。

具体的には、

- 既存観光施設や学校等跡地の利活用
- 地域との連携による観光・交流の促進
- 森林空間を活用した林業体験やレクリエーション施設の整備とネットワーク化

を柱に、都市の整備に取り組んでいきます。

2. まちづくり拠点構成

各エリアにおいて、商業・行政機能や産業機能などの拠点性の高い地区、観光やレクリエーション等で中心的な機能を持つ地区を「拠点」として位置づけます。

(1) 都市拠点

山北駅周辺地区及び東山北駅周辺地区を、町の中心市街地として、特に都市機能の強化を図る「都市拠点」に位置づけます。

(2) 畜産業・農業集落拠点

高松地区を、操業環境及び地域コミュニティの維持を図るために必要な生活利便性の向上を図る「畜産業・農業集落拠点」に位置づけます。

(3) 産業拠点

広域交流ゲート・産業振興エリア内の工場誘致を図る地区及び丸山地区、平山地区を、産業機能の強化を図る「産業拠点」に位置づけます。

(4) 観光・レクリエーション拠点

河村城址歴史公園周辺、県立山北つぶらの公園周辺、丹沢湖周辺及び洒水の滝周辺を、観光機能の強化等を通じて関係人口の拡大を図る「観光・レクリエーション拠点」に位置づけます。

3. 都市軸の構成

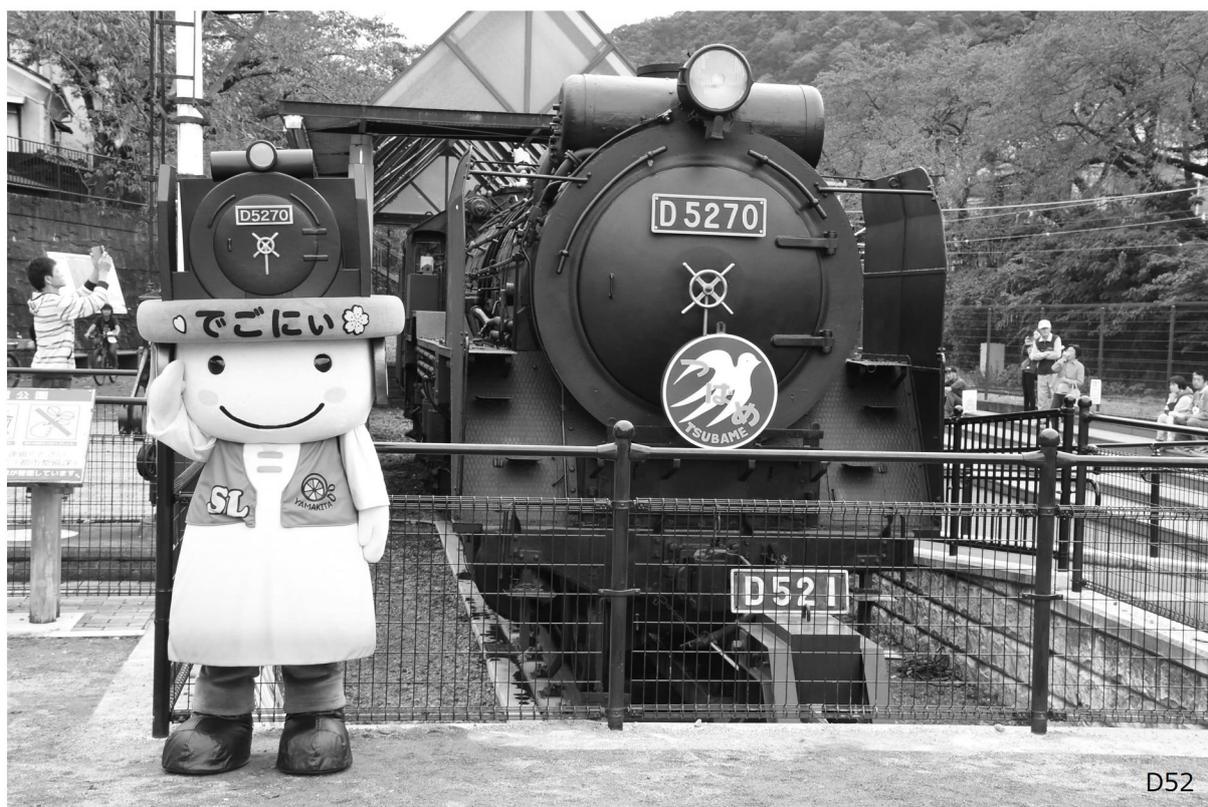
他都市との連携を円滑にするとともに、町内の拠点やさまざまな都市機能間の連携強化を図る交流の主体となる交通路を「都市軸」として位置づけます。

(1) 東西広域連携軸

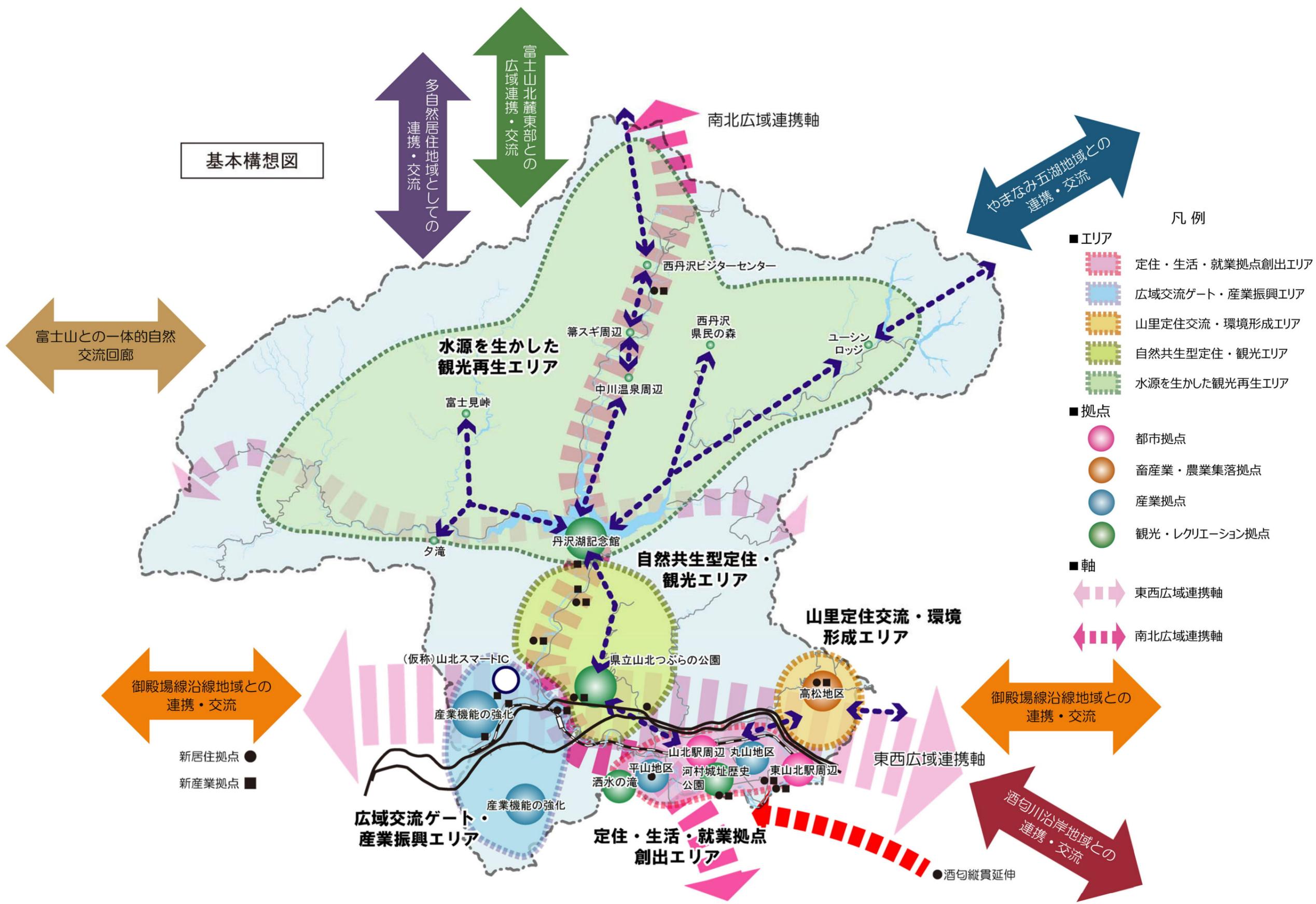
JR 御殿場線、東名高速道路、新東名高速道路及び国道 246 号を本町と東京・静岡方面を結ぶ広域的なアクセス路として、また、松田町や秦野市及び山中湖村等県内外の周辺都市と町内各地の連携を担う軸として、「東西広域連携軸」に位置づけ、整備を進めています。さらに、(仮称)山北スマート IC の開通を契機に、周辺地域との連携を強化するため、松田町と接続する県道 710 号(神縄神山)や山中湖村と接続する県道 729 号(山北山中湖)の整備を検討します。

(2) 南北広域連携軸

(仮称)山北スマート IC の開通を契機に周辺地域との連携を強化し、かつ、防災面での機能を確保するため、町内を縦断する道路を「南北広域連携軸」として位置付け、整備を促進します。具体的には、主要地方道 74 号(小田原山北)及び主要地方道 76 号(山北藤野)を南足柄市や小田原市方面への接続道路として整備を促進すると同時に、相模原市や山梨県道志村へのアクセスを可能とする新たな交通インフラの整備に向けた検討を行います。



基本構想図



凡例

- エリア
 - 定住・生活・就業拠点創出エリア
 - 広域交流ゲート・産業振興エリア
 - 山里定住交流・環境形成エリア
 - 自然共生型定住・観光エリア
 - 水源を生かした観光再生エリア
- 拠点
 - 都市拠点
 - 畜産業・農業集落拠点
 - 産業拠点
 - 観光・レクリエーション拠点
- 軸
 - 東西広域連携軸
 - 南北広域連携軸

2-5 分野別の取組方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

都市計画マスタープランにおいては、本町の総合計画の基本理念・将来像を踏まえ、第3次土地利用計画で掲げた施策展開の方針を基に、次のとおり土地利用の基本的な考え方を定めます。

土地は現在及び将来における限られた資源であり、町民の生活基盤であることを再認識し、各地区の特性に配慮しながら町民・企業・行政の3者の連携によるまちづくりを通して、適切な土地利用を推進し、自立した都市の形成を目指していきます。

●上位計画

【山北町第5次総合計画】

- 基本理念：「自立」「協働」「活力」
- 将来像：「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」
- 重点プロジェクト ①町民力・地域力を発揮するプロジェクト
②若者定住・子育て支援プロジェクト

【山北町第3次土地利用計画】

「土地利用施策を契機としたまちづくりへの展開」

- 住宅供給 ①民間活力を活用した住宅供給
②空き家・空き地の有効活用
③地域特性に合った住宅供給
- 企業誘致 ①企業誘致の推進
②企業との連携による住みやすく働きやすい環境づくり
- 観光振興 ①既存観光施設の有効活用
②地域との連携による観光関連施策の展開
- 地域の拠点づくり
①駅周辺地域の生活拠点の整備
②山間部におけるコミュニティの拠点づくり

(2) 基本方針

- 自然環境との調和を図った土地利用を進めます
- 定住対策に資する、良好な住環境を持った住宅地の創造に努めます
- 新東名高速道路（仮称）山北スマート IC の整備効果を活用した土地利用を進めます

本町は、自然環境に恵まれており、これらの自然環境は今後とも保全・活用を図るべき重要な地域資源です。このため、土地利用施策を推進するにあたっては、このような良好な自然環境を適切に保全しつつ進めます。

また、本町では人口が減少を続けており、定住対策の推進が必要です。このため、特に用途地域に指定された地区については、定住の促進を図るべく良好な住宅地の整備を図るとともに、町民の生活の基盤となる就業先の確保にも配慮した施策とする必要があります。

町内には、今後開通する予定の新東名高速道路に（仮称）山北スマート IC が供用されることとなっていることから、その整備効果を有効に活用できる土地利用の実現を目指します。「山北町都市計画マスタープラン」は、（仮称）山北スマート IC 周辺における土地利用の方向性を示した計画である「（仮称）山北スマート IC 土地利用構想」の関連計画として、（仮称）山北スマート IC 周辺地域の円滑な事業展開を図ります。

なお、本町における非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域（白地地域）及び都市計画区域外の地域（以下、「特定地域」という）については、町の将来象を実現するために必要な土地利用の方針を明確にするため、神奈川県特定地域土地利用計画策定指針に基づき、山北町第3次土地利用計画の基本構想を踏まえ、地域および地区別の土地利用の基本的な方向付けを行ったうえで、施設立地型（建築物系）の土地利用を検討するゾーン（利用検討ゾーン）と施設立地型（建築物系）の土地利用を抑制すべきゾーン（保全ゾーン）に区分し、計画的な土地利用の展開を図ります。

（3）施策の展開

① 都市的土地利用

用途地域に指定された地区については、土地利用の動向に適切に対応しつつ、各用途地域に沿った計画的な市街地整備を誘導するとともに、地区計画の活用や特定用途制限地域⁷もしくは用途地域の指定等を検討し、無秩序な市街化や宅地化を防止し、良好な都市環境の形成を図ります。

ア 商業地

- 地域拠点及び業務地である、山北駅周辺地区への行政サービス機能の集積を図ります。
- 山北駅及び東山北駅を地区中心商業地として位置づけ、住民の日常サービスに供する商業機能とともに、特産物販売や観光情報サービス等の観光機能の集積を図ります。

イ 工業地

- 職住が一体となった産業用地の確保を進めることで高次産業⁸の集積を図ります。
- 酒匂川の周辺では地域の景観に配慮した工業・流通業務地の形成を図ります。
- 工場の操業については工業地域・準工業地域に限定することを基本とし、住工が混在している市街地内の工業地については、住工混在の解消や地区計画の策定による住環境の保全に努めます。

ウ 住宅地

- 山北駅周辺の住宅地については、建物の共同化や不燃化を進めながら、歩道の整備やオープンスペースの配置等を進め、良好な住環境を持った、住みやすい中密度の住宅地形成を図ります。

⁷ 特定用途制限地域：用途無指定の地域において、良好な環境の形成又は保持のため、建物の用途に一定の制限をかける地域。

⁸ 高次産業：生産、加工、販売の一体化等 1～3 次産業の連携による創意工夫された産業形態。

- 東山北駅周辺の住宅地については、良好な住環境を持った、住みやすい住宅地の形成を図ると同時に、商業施設をはじめとする生活利便施設の誘導施策について検討します。
- その他の住宅地は、戸建て住宅を主体とした、良好な住環境を持った住みやすい住宅地形成を図ります。
- 今後、定住を図る人口や世帯の受け皿となる新たな宅地の需要に対しては、地域特性を踏まえた土地利用に配慮するとともに、自然災害に対する安全性の確保に努めます。
- 空き家や未利用地及び公有地等の積極的な活用を図ることにより、計画的かつ適切な土地利用を推進します。
- 本町ならではの魅力ある住宅地の形成を進め、対外的に情報を発信することで定住人口の増加を図り、町の活性化に繋がります。

② 自然的土地利用

ア 農地・集落

- 農用地区域内農地をはじめとする優良農地は維持することを原則として、農道や水路等の適切な整備を行うことにより、効率的な土地利用や生産性の向上を図ります。
- 農道等の整備にあたっては、自然環境に配慮しつつ、農林業の基盤を確立し、生産性の向上を図るための用地を確保します。
- 農用地区域内農地の利用転換を図る際には、農業経営の安定性や土地の保全機能及び地域の景観形成上の役割等に配慮し、無秩序な転換を抑制します。
- 優良農地を確保しながら、土地の多面的利用が進むよう、周辺の土地利用との調整を図ります。
- 農地に隣接する集落は、住環境や営農環境、地域コミュニティの維持を図ります。
- 用途地域に隣接する地区や用途地域外における土地等において開発を行う場合は、周辺の土地利用と調和した良好な住環境の創出を図ります。
- 特定地域土地利用計画の利用検討ゾーン及びその予定地に位置づけられた地区など新たな整備・開発を図る地区については、周辺の土地利用、生活環境、自然環境に十分配慮し、地域の特性に応じた良好な生活環境の向上に資するよう、計画的かつ適切な土地利用を図ります。

イ 森林

- 新東名高速道路（仮称）山北スマートICの整備効果を活用するため、観光型産業⁹の立地を促進し、豊かな森林資源や水辺環境の保全と活用の施策展開を行います。
- 町土の90%を占める森林については、災害防止や自然環境の保全、さらには地球温暖化対策などの観点から保全することを基本とします。
- 森林の利用転換を図る際には、森林の持つ多様な機能の維持、保全に留意しながら、周辺の土地利用との調整を図り、総合的、計画的に行います。

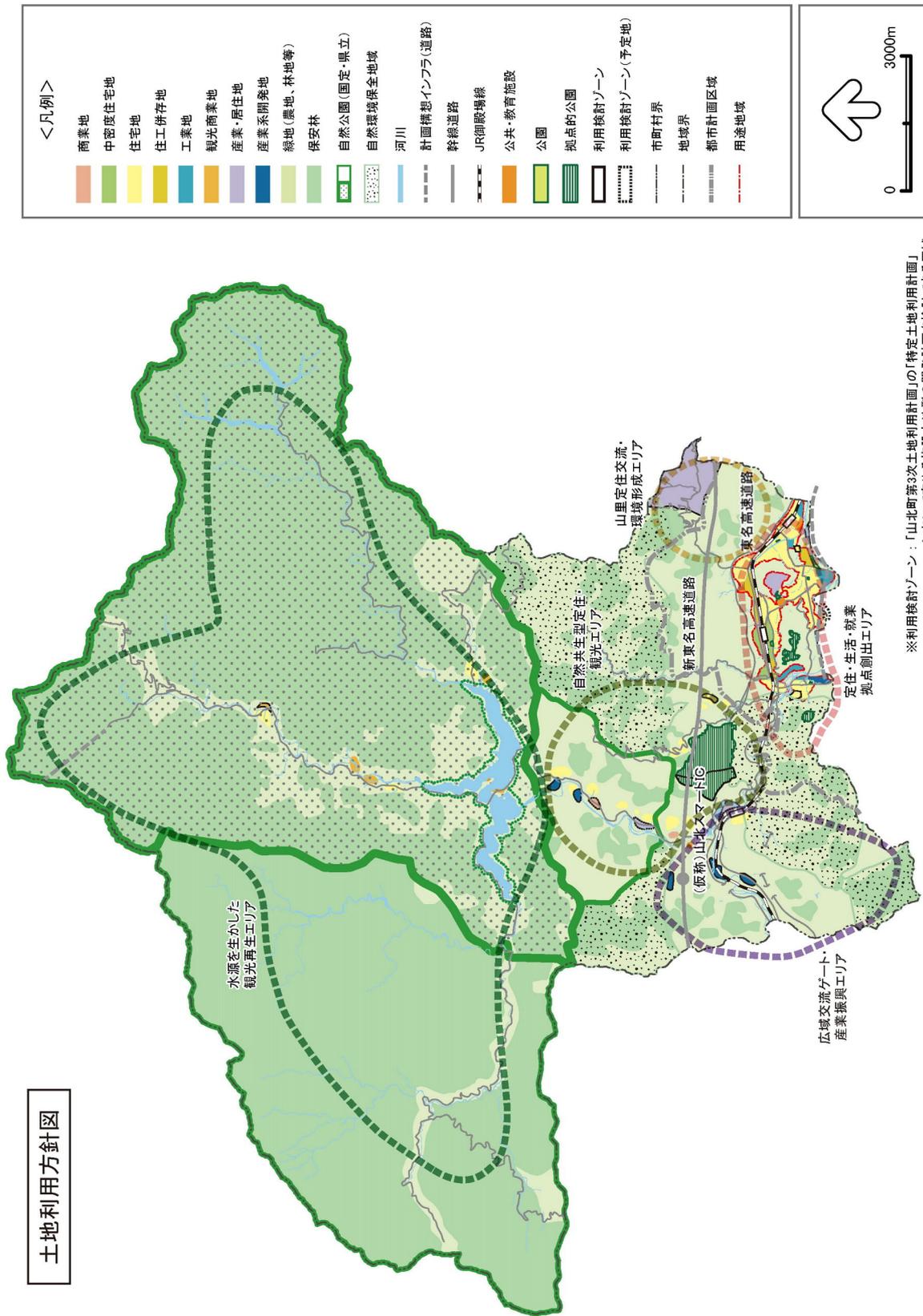
⁹ 観光型産業：観光を軸に連携可能な1～3次産業の組合せの創意工夫による産業形態。

- 民有林については、水源環境の維持、保全を行うために必要な基盤整備や森林整備事業を推進します。
 - 本町の森林資源を活用した体験学習施設や自然観察施設等の整備により、森林機能の維持と地場産材を活用した交流による地域活性化を推進し、かつ情報発信を行うことで関係人口の増加を図ります。
 - 森林環境譲与税を活用し、間伐や人材教育等及び材木の普及啓発を進めます。
- ウ 水面・河川・水路
- 酒匂川は、町に潤いをもたらし、町民に愛される良好な環境をもたらすことから、河川環境を保全するとともに親水環境の適切な維持管理を図ります。
 - 酒匂川以外の河川や水路についても、重要な自然環境であり、保全を図ります。
 - 県民の貴重な飲料水を供給するとともに交流の場として湖面が活用されるなど、多面的な利用が行われている丹沢湖は、全て町内を水源としていることに配慮し、水資源の活用や水質の保全について、必要な措置を講じます。



丸山から前耕地方面を望む

土地利用方針図



2. 交通体系整備の方針

(1) 基本方針

- 未整備の道路整備を促進します
- 歩道の整備等、公共交通を利用しやすいまちづくりを進めます
- 既存交通施設の維持管理に努めます

道路整備については、周辺市町との連携を踏まえつつ、自然環境に配慮した整備を進め、ネットワーク化を図ります。

本町を取り巻く広域交通体系の整備方針として、比較的整備の進んでいる東西方向交通網の一層の整備促進を図ります。新東名高速道路（（仮称）山北スマートICが供用開始予定）、東名高速道路（近隣のICを利用出来るほか、高速バス停の利用も可能）及び国道246号といった基幹的役割を果たす交通網の利便性向上は、周辺自治体との連携力の強化に繋がるため、積極的な整備の促進を図ります。

一方、整備の進んでいない南北方向の交通網の整備は、町内各地区の均衡ある発展に不可欠であるほか、富士・箱根・伊豆（SKY）交流圏ややまなみ五湖ネットワーク等、回遊性のある交流ネットワークの構築や、災害時に資する、冗長性のある交通網形成の観点からも重要であることから、整備に向けた検討を行います。また、酒匂縦貫道路等、未整備路線の整備による県道ネットワークの形成は、周辺自治体との連携力の強化に繋がるため、同様に整備の促進を図ります。

市街地内の交通体系の整備方針として、既存の道路の維持管理を行うとともに、必要に応じた新規道路網の整備を実施し、広域交通体系と相互に補完し合う、総合的な市街地交通ネットワークの構築を図ります。また、歩いて暮らせるまちの形成を念頭に置き、防犯灯や雨水排水対策等に配慮した歩道の整備等、高齢者等交通弱者に対しても安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

これらの交通体系整備と合わせ、高齢化が進む今後、重要性が高まると考えられる公共交通機関の確保に向けた取り組みも進めていきます。JR 御殿場線の輸送力強化や、路線バスの維持を目指して、各駅周辺を中心とした市街地の整備や自家用車と公共交通をシームレス¹⁰に利用出来る施設の整備等、公共交通を利用しやすいまちの形成を図るとともに、公共交通の運行が困難な人口が少ない地域についてはデマンド型サービス等の導入を検討するなど、住民の交通手段確保に向けた取り組みを行います。

(2) 施策の展開

① 道路の整備方針

周辺地域との広域的連携を強化し、活力ある都市活動を支えるため、体系的な道路ネットワークの形成を図るとともに、鉄道利用者の利便性の向上を鑑み、総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

自動車専用道路については、開通して50年以上が過ぎた東名高速道路のリニューアルプロジェクトを支援し、新東名高速道路の整備促進を図るとともに、アクセス道路や、（仮称）山

¹⁰ シームレス：「継ぎ目がない」という意味。ここでは、自家用車と公共交通機関の乗り換えがスムーズに行える状況を指す。

北スマート IC の整備推進を図ります。

広域幹線道路については、東西軸として国道 246 号、酒匂縦貫道路を位置づけ、整備促進を図ります。

また、幹線道路については、酒匂右岸幹線の延伸計画の具体化と、南足柄市、小田原市方面と連結する主要地方道 74 号（小田原山北）、相模原方面と結ぶ主要地方道 76 号（山北藤野）、東山北駅と主要地方道 74 号（小田原山北）を結ぶ県道 721 号（東山北停車場）及び山中湖方面と結ぶ県道 729 号（山北山中湖）等の整備促進を図ります。

このほか、災害時の冗長性確保に資する道路として、犬越路林道など林道の整備・活用を検討します。

ア 広域幹線道路

- 新東名高速道路
- 東名高速道路
- 国道 246 号
- 酒匂縦貫道路

イ 幹線道路

- 主要地方道 74 号（小田原山北）
- 主要地方道 76 号（山北藤野）
- 県道 729 号（山北山中湖）
- 県道 721 号（東山北停車場）
- 県道 726 号（矢倉沢山北）
- 酒匂右岸幹線（都市計画道路 3・4・3 山北開成小田原線）

ウ 地区幹線道路

- 県道 710 号（神縄神山）
- 県道 725 号（玄倉山北）
- その他生活道路のネットワーク化

② 鉄道・バス等の整備方針

本町の基幹交通機関として、本町を東西に横断する JR 御殿場線を位置づけます。

山北駅を中心に運行されている路線バスについては、鉄道と路線バス、町内循環バス（コミュニティバス）と既存バス路線とのネットワーク化など、バスネットワークの効果的な連携を図るとともに、既存バス路線の維持・拡充を促進し、町民及び来訪者の町内移動等の利便性向上を図ります。

- JR 御殿場線の輸送力増強への働きかけ
- 既存バス路線の利便性の向上
- 町内循環バスの利便性の向上
- 新たな交通手段の検討

③ その他交通施設の整備方針

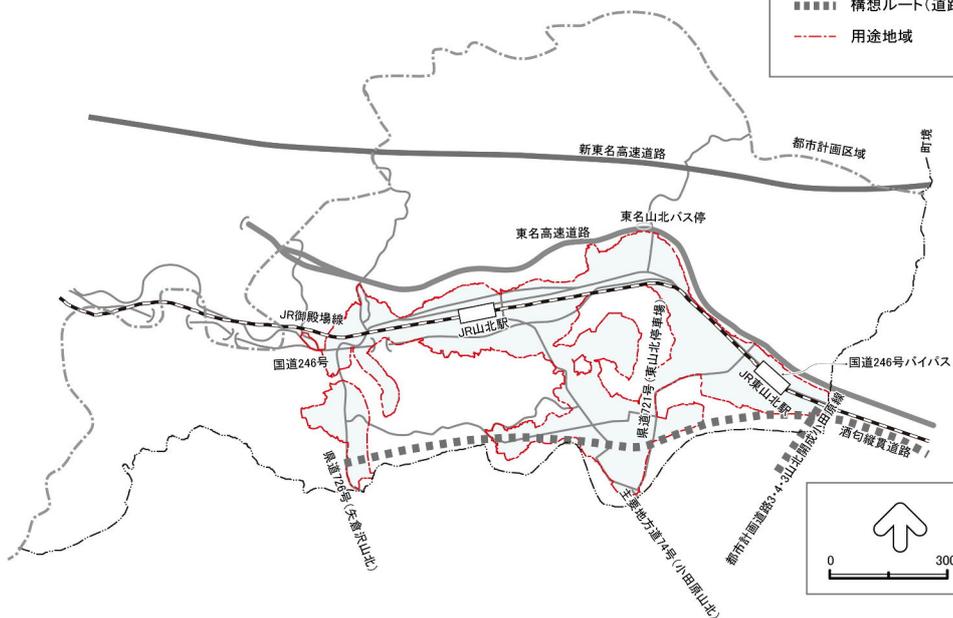
交通結節機能の充実を図るため、駅前駐車施設の検討を行うなど、山北駅及び東山北駅における駅周辺の基盤整備を推進します。

- 山北駅・東山北駅における駅周辺の基盤整備

交通体系整備方針図



交通体系整備方針図(市街地)



- < 凡例 >
- 行政界
 - - - 都市計画区域
 - 広域幹線道路
 - 幹線道路
 - ■ ■ 構想ルート(道路)
 - - - 用途地域

3. 自然環境保全・緑地整備の方針

(1) 基本方針

- まちづくりにあたっては、農業等との共生に配慮します
- 地球環境保全を推し進め、それが本町の魅力となる様な施策の展開を図ります
- 地域ごとの自然環境を生かした、自然と触れあえ、かつ地域コミュニティの維持に資する緑地の形成を図ります

本町の自然環境は、まちづくりだけではなく、町のあらゆる分野における基本的な要素となっています。さらに、地球温暖化など、気候の変動により豪雨や強い台風が増加するなどの影響が顕在化していることから、防災上の観点からも環境対策を推進する必要があります。

このため、まちづくりの推進は、常に環境保護の視点を伴っている必要があります。また、まちづくりの推進が農業その他の、自然に多くを負う産業の妨げにならず、むしろ互いに協調し合う関係として共存を図る必要があります。従って、土地利用の推進にあたっては、豊かな自然資源の保全と水質の保全を図り、多様な生物が生息できる空間の創出に努めるとともに、必要な場合には自然環境の再生を図るなど、活用と保全の調和に充分配慮します。

一方、SDGs への取り組みの観点から、まちづくりにおいても脱温暖化・脱炭素化社会の実現等、環境負荷の低減についての積極的な取り組みが必要です。本町は、自然由来の様々な地域資源に恵まれており、木質バイオマス、水力、太陽光・熱、風力などの再生可能エネルギーが豊富に得られる環境にあります。まちづくりを推進するにあたって、再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、地球環境への取り組みがまちの魅力向上に繋がるような施策の展開を図ります。

また、自然と共生した美しいまちづくりを推進する観点から、市街地内における身近な公園や緑地を整備するほか、市街地を取り巻くまとまった規模の緑地についても、自然環境の維持・増進に配慮した整備を促進します。

(2) 施策の展開

① 森林の保全

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園を中心とする山間地の森林は、首都圏の貴重な水源の森林としての機能を担うとともに、豊かな自然環境を求める来訪者を引きつける観光資源としての機能も併せ持っています。このため、良好な自然環境を持つ水源の森林としての保全・整備を図ります。

また、管理不全の森林は、土砂災害を引き起こす原因にもなることから、治山機能の維持・強化にも配慮した整備を促進します。

② 農地の保全

市街地周辺の農地（用途未指定地であり、かつ特定土地利用計画指定されていない農地）、市街地周辺傾斜地の果樹畑や茶畑、河内川沿いの農地をはじめとする優良農地については、産業的観点だけでなく、環境保全その他多面的機能も鑑み、保全することを基本とし、農道や排水路の整備等により生産性の向上を図ります。

既存集落周辺の農地については、集落環境との一体的な保全を図り、遊休化した農地につ

いては農地としての機能維持を図り、その解消に向けた取り組みを推進します。

③ 施設整備及び拠点の開発等における自然環境への配慮

道路等の施設や新たな拠点施設の整備推進に関しては、自然回復緑化に努めるなど自然環境への負荷をできるだけ低減し、自然と調和した整備を図ります。

④ 自然交流拠点の整備

都心近郊の広域的な観光・レクリエーションの場としての機能を維持・拡充するため、自然に親しむ交流拠点の形成を図ります。

⑤ 環境への負荷を低減するまちづくり

環境負荷の低減、自然との共生及び快適性の向上を図るため、重要な資源である「緑と水（森林と清流）」を活用し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入及び資源のリサイクルに努めるなど、循環型社会の形成を推進します。

また、森林資源等を活用した再生可能エネルギーシステムの導入や農業を基軸としたリサイクルシステムの構築など、環境負荷の少ない都市システムの構築を図るとともに、気候変動適応法を踏まえ、将来的な気候変動にも対応できるまちづくりを目指します。

⑥ 環境とバランスのとれた交通計画によるまちづくり

高齢化の進展に伴い、今後は自家用車の運転が困難になる住民が増加する可能性があります。そのような場合、路線バスの設定がないなど、公共交通の利便性が低い地域における住民のモビリティを確保するとともに、CO₂の排出抑制等、環境面での配慮や過度の道路整備による自治体財政圧迫への配慮から、モーダルミックス¹¹やモーダルシフト¹²を含めた公共交通の利用促進を行うとともに、交通需要マネジメント手法の導入による交通施設の適正な容量確保を行い、環境とのバランスのとれた交通計画による都市整備を図ります。

⑦ 公園整備による緑のネットワーク形成

東名高速道路以北の自然公園指定区域を中心とした山地や丘陵地に残された斜面林を保全し、自然と緑のネットワークを形成するとともに、水源の涵養や災害の防止等、さまざまな公益的機能を有する保安林の保全を促進します。また、平成29年に一部開園した県立山北つぶらの公園の整備を促進するとともに公園アクセス路の整備を推進します。これにあわせて既存の公園やハイキングコースの整備や、河川沿いの緑地、さらには既成市街地や既存集落内の樹林地や、遊休地の植栽を進めるなど、都市内部の緑の拠点としての公園も含めた緑のネットワーク形成を図ります。

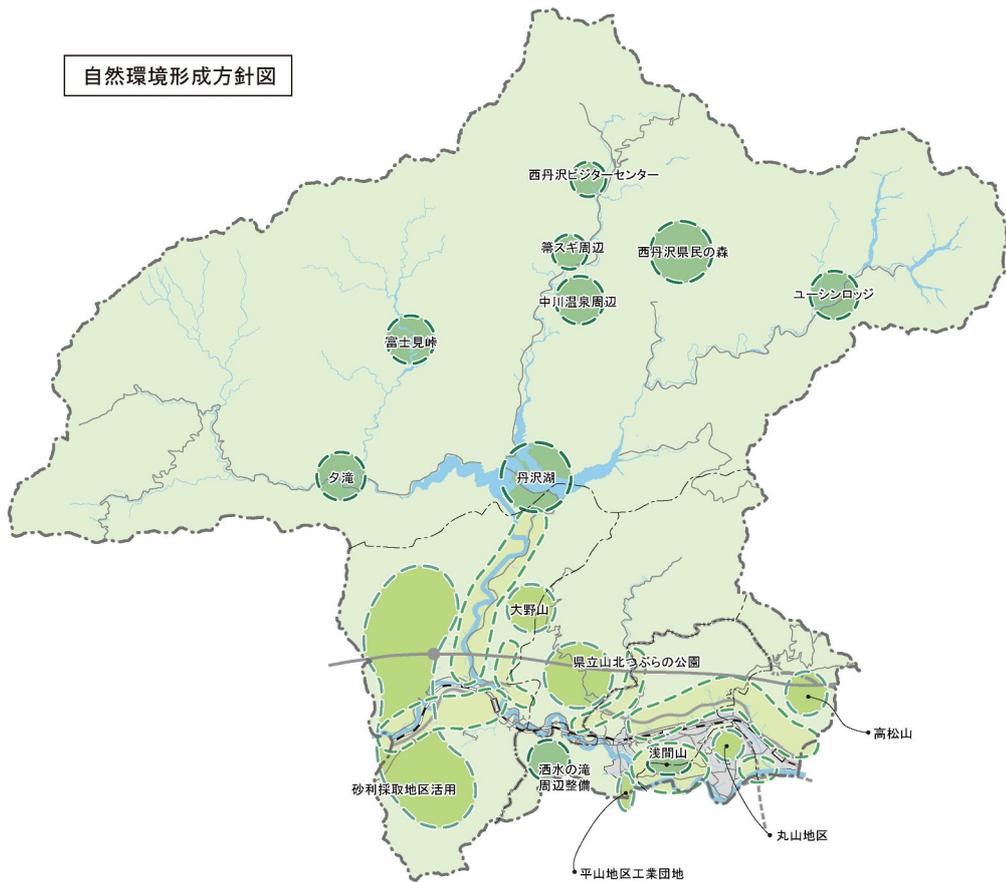
【公園等の整備状況及び目標】

	公園等の名称	面積 (ha)
自然環境保全地域	山北・共和自然環境保全地域、谷ケ・平山自然環境保全地域、塩沢自然環境保全地域	358
住区基幹公園	丸山公園、向原街区公園、山北鉄道公園、岸児童公園、平山のびのび公園、ぐみの木近隣公園	6
特殊公園	河村城址歴史公園	8
広域公園	県立山北つぶらの公園	106

¹¹ モーダルミックス：公共交通機関の有効活用、徒歩・自転車利用の促進等。

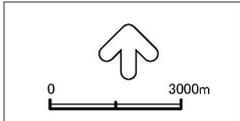
¹² モーダルシフト：環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用を図ること。

自然環境形成方針図



<凡例>

- 森林等の緑地保全
- 農地・集落環境の保全
- 自然に配慮した拠点整備
- 自然交流拠点
- 河川・渓流の保全
- 高速道路
- 主要幹線道路・幹線道路
- 計画・構想道路・鉄道
- その他の道路
- JR御殿場線
- 市町村界
- 都市計画区域
- 地域界

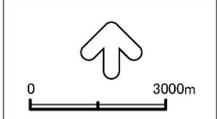


公園緑地整備方針図



<凡例>

- 保安林
- 自然公園(国定・県立)
- 自然環境保全地域
- 河川
- 幹線道路
- JR御殿場線
- 公園
- 拠点の公園
- 市町村界
- 地域界
- 都市計画区域
- 用途地域



4. 都市景観形成の方針

(1) 基本方針

- 恵まれた自然的景観を保全し、本町の魅力向上に繋がります
- 市街地内の遊休地を解消し、優れた市街地景観と良好な居住・操業環境の創出に努めます
- 農地や森林の景観は、自然と一体とした景観の整備・保全に努めます

本町の景観的な特徴は、恵まれた自然環境が土台となっていることです。これらの豊かな自然環境を景観構成上の資源・ベースとして保全します。

一方、山北駅周辺等の市街地においては、町の玄関口としての景観演出や、町民との関わりの深い駅、役場等公共施設の景観形成などが望まれます。これらの拠点的施設においては、「森林と清流の町」を代表するようなデザイン上の配慮を行いつつ整備を進めます。

市街地周辺には、農地や遊休地が点在しています。農地については、市街地から視界の広がりを提供するオープンスペースとして捉えて、一定量の保全を図ることとして荒廃化を防ぐとともに、遊休地と合わせ、新規住宅市街地の種地¹³として活用し、良好な住宅地景観の形成に努めます。

工業地や幹線道路沿道についても、遊休地の解消を進め、市街地の形態に応じた景観の演出を進めます。

また、山間部等の傾斜地も農地や森林として多く利用されており、旧来からの集落や周辺森林の自然と一体的な景観を形成していることから、これらを総合的に整備・保全します。

(2) 施策の展開

① 景観計画の推進

本町では、豊かな自然を守り、生かしていくために、景観づくりの指針となる景観計画を策定しています。同計画に基づいて魅力ある街並みづくりを進めていきます。

ア 公共施設

公共施設については、公共施設の機能や役割に応じて、周辺環境に調和することを基本方針とし、景観形成の先導役として整備を図ります。

・道路

道路の性格や地域の状況に応じて、自然環境への影響を最小限になるよう努めるとともに、道路付属物のデザインや色彩の工夫、歩行者への配慮、緑化の充実などを図り、地域の特性や周辺の景観との調和に努めます。

・河川・水路

必要な機能を確保しながら、川の働きによって形成された地形や多様な生物の生息環境の保全に努めます。

・公共建築物

質の高い建築デザインに努め、地域の自然、歴史、文化等と調和した、地域に親しまれる施設となるよう整備を行います。

¹³ 種地：ここでは、将来的に土地利用が図られる可能性のある土地を指す。

イ 建築物や工作物

建築物や工作物については、施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観と調和するように努めます。

・景観の向上に対する配慮

新たに建築物や工作物を設置する場合は、既にある地域に特徴的な景観を妨げることのないように配慮し、良好な展望が得られる場所では周囲からの展望を妨げないようにしたり、周辺緑化による景観形成に努めます。

・地域特性に対する配慮

市街地などでは建築物の高さや外壁の位置、屋外工作物等について周囲の街並みとの調和を図ることとし、山間部や農山村では建築物の高さや緑化など、落ち着いたある景観の保全・創出に努めます。

・建築本体に対する配慮

建築物の配置・規模、形態・意匠、色彩、設備、外構及び付属施設等について、周囲との調和や一体感に配慮するとともに、特に大規模建築物については圧迫感や眺望の妨げにならない等にも配慮します。

ウ 屋外広告物

屋外広告物は、景観に対する影響が大きくなりやすいため、景観と調和するように配慮します。

・地域特性に対する配慮

市街地などでは周囲と統一的な考えに基づくデザインを採用するなど、調和の取れた街並みの形成に努め、良好な展望が得られる場所では周囲からの展望を妨げないような色彩やデザインとします。

・個々の広告物に対する配慮

屋外広告物の規模、配置、形態、色彩及び意匠については、周辺の景観と不調和とならないだけでなく、建築物のデザインを損ねることのないように努めます。

② 自然が有する機能・魅力を生かしたまちづくり

豊かな自然資源と水質の保全を図り、多様な生物が生息できる空間の創出に努めるとともに、必要な場合には自然環境の再生を図るなど、活用と保全の調和に充分配慮した土地利用を推進し、自然景観の保全を図ります。これらの自然景観を観光資源として活用するため、ハイキングコースや遊歩道など、自然環境に配慮した施設整備を行うことで、自然と共生するまちづくりを進めます。これらの施設整備にあたっては、本町の魅力である自然環境を十分に満喫できる意匠形成に努め、関係人口の増加・維持を図ります。

また、公共施設等の整備にあたっては、木造建築の趣きを景観的資源として活用することで、林業振興及び町の魅力向上を図ります。

③ 地域の魅力を創出するまちづくり

豊かな自然や歴史を保全・活用し、住みやすい生活環境の整備や「森林と清流」を生かした快適な住環境の整備を図るなど、都市の個性と魅力の向上を鑑みた地域景観へ配慮した取り組みを推進します。

特に本町は、多くの観光客を集めているハイキングだけではなく、丹沢湖の周回コースを活用したランニングやサイクリング、河川や湖面を活用したウォータースポーツなど、アウトドアスポーツに適した場でもあることから、屋外レジャーと自然景観をともに満喫できる観光地としての拠点整備を図り、関係人口の創出を図ります。



室生神社



丹沢湖の春

5. 住環境整備の方針

(1) 基本方針

- 下水道や河川は、関連計画に則り計画的な整備を進めます
- 下水道計画区域以外の整備については、手法を検討のうえで整備を進めます
- スポーツやふれあいの場としての旧山北体育館の代替施設等の整備を進めます
- 広域での対応が進められている施設については、関連団体と協力のうえで整備を進めます

住環境に関わる整備のうち、下水道については酒匂川流域下水道計画の酒匂川流域関連公共下水道として、今後も整備を進めるとともに維持保全を図っていきます。下水道計画区域以外の地区では、合併浄化槽等の整備により住環境の向上を図ります。

河川については、特に酒匂川をはじめとする2級河川について、防災の観点から河川整備基本方針に則った整備を促進するとともに、景観や親水機能にも配慮した整備を進めます。

その他住環境に関わる施設として、自然環境を活用した健康づくり活動の場や旧山北体育館の代替施設の整備を進めるとともに、広域での対応が行われているごみ処理施設や火葬場の運営については、関連団体と協議・協力の上で整備・維持を図ります。

(2) 施策の展開

① 下水道

酒匂川流域関連公共下水道については、下水道整備区域の見直しを図るとともに、適正に整備・維持管理を進めていきます。

この整備計画区域外については、合併浄化槽など、整備手法を検討の上で住環境の向上を図ります。なお、三保地区については、水質保全の重要性が非常に高い地域であることを鑑みて、町設置型高度処理型合併処理浄化槽について、適正に整備・維持管理を進めていきます。

② 河川

河川については、都市の安全性を確保するため、親水機能にも配慮しながら河川整備基本方針に基づき必要な整備を検討し、治水機能の向上を図るとともに、流域の流出抑制対策を行い、緑道整備との連携等を図ることにより、快適な歩行空間の確保並びにレクリエーション空間の確保に努め、河川敷及び護岸部の自然配慮型整備の推進等によるビオトープ回廊として水と緑の軸の充実を図ります。

今後、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、2級河川酒匂川、尺里川、滝沢川、皆瀬川等において河川整備計画に基づく整備を促進するとともに、治水対策上必要な防災調整池の設置等の流出抑制対策をあわせて行います。

町内を流れる中小河川については、2級河川の整備と合わせ、予防的な整備の推進を検討します。

(3) その他都市施設の整備方針

① 自然を生かした健康づくりの活動の場の整備

森林と清流を活用したさまざまな健康づくり活動を推進するため、活動の場を整備します。

② スポーツの場の整備

スポーツ施設等の整備・充実を図るとともに、森林と清流を生かしたスポーツの場の確保に努めます。また、平成29年に取り壊した旧山北体育館の代替施設については、令和4年度末の完成を目指します。

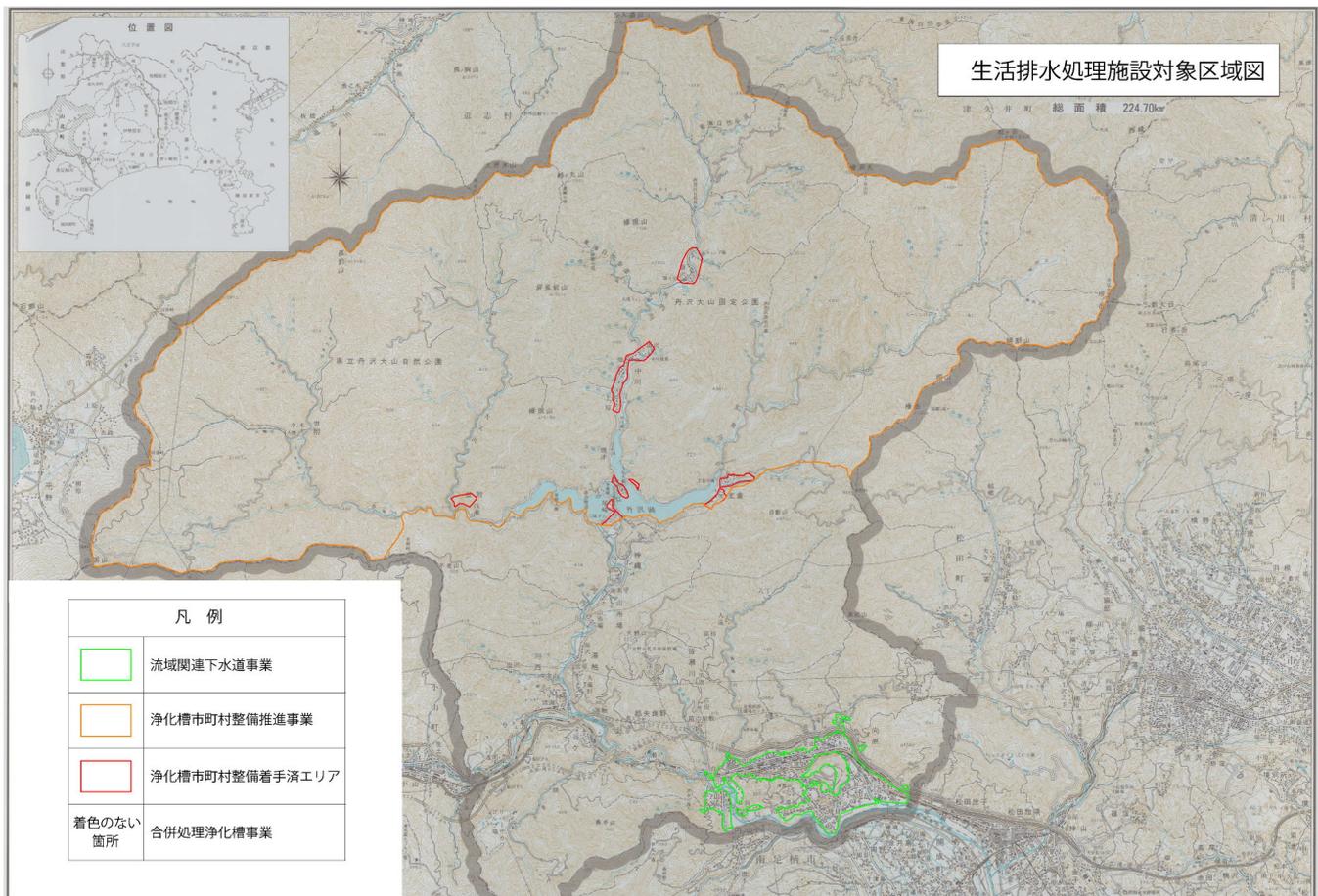
③ 火葬場の維持・管理

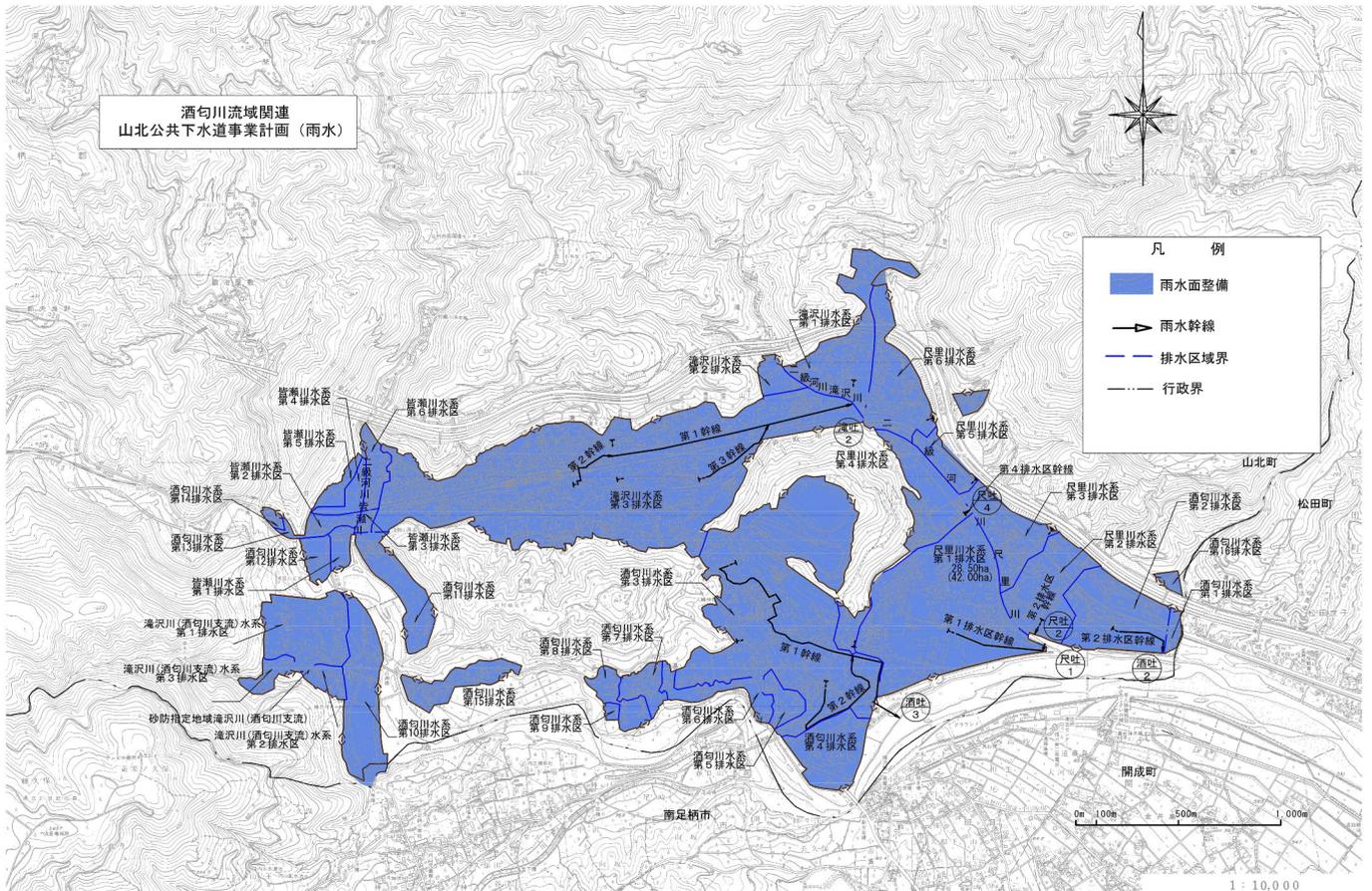
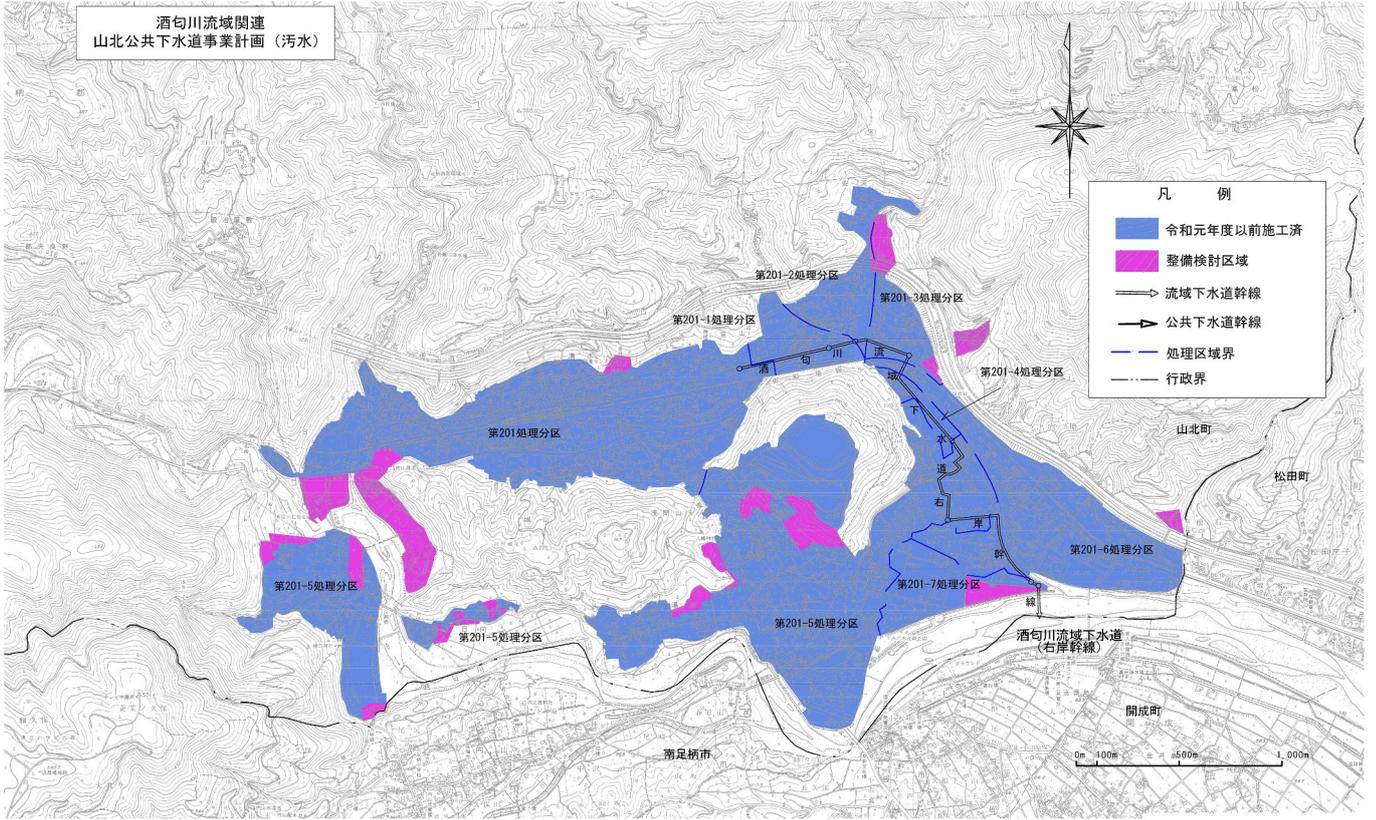
火葬場については、平成19年3月に町営火葬場を解体して以降、周辺市町との間で広域斎場整備基本計画に基づき整備の推進が図られ、令和元年7月に小田原市が事業主体となる新しい斎場が供用開始したことにより、これまで利用可能であった御殿場市・小山町広域行政組合斎場とともに利用が可能となりました。今後は小田原市斎場事務広域化協議会の構成町として維持管理に協力していきます。

④ ごみ処理施設の整備

ごみ処理については、現在、開成町と共同で設置した足柄西部環境センターにて、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを中間処理しています。

国の第四次循環型社会形成基本計画をはじめ、県ごみ処理広域化計画に基づき、一市五町によるごみ処理の広域化及び処理施設の集約化について「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」を設置し、詳細について検討しているところです。今後、足柄上地区ごみ処理広域化実施計画を策定し、本計画に基づく施設整備等に取り組んでいきます。





6. 防災の方針

(1) 基本方針

- まちづくりの推進にあたっては、人命・財産の保護を意識した施策を進めます
- 町の防災能力を向上させるにあたっては、住環境の快適性に配慮した施策に取り組みます

本町は、地震や洪水・土砂災害等、自然災害の発生リスクがあることから、災害の発生時において住民の生命や財産を守るべく、防災・減災を意識した都市空間の形成を図ります。

(2) 施策の展開

① 地震対策

町内の公共建築物については、概ね耐震性が確保されていることから、今後もその機能の維持に努めます。耐震性がない建築物については、建て替えや耐震改修による耐震性の確保、ブロック塀の倒壊防止措置などを促進します。

また、地震に伴う土砂災害や液状化のリスクについては、ハザードマップなどによる情報提供に努め、必要に応じて移転等、適正な土地利用の誘導に努めます。

災害に強いまちづくりの方向性は、被害が広範囲に及ぶ恐れがあるため、道路や水道等ライフラインの耐震化についても進めていきます。

② 洪水・土砂災害対策

河川の整備による氾濫対策を進めるとともに、洪水時の排水処理に資する雨水排除施設の整備を推進します。土地利用については、緑地の保全を図ることで地域の保水機能の向上を図るとともに、地域景観の創出にも配慮した施策を展開します。

また、大雨や台風に伴う道路施設の寸断に備え、冗長性のある道路整備を推進するとともに、土砂災害についてはハザードマップなどによる情報提供に努め、必要に応じて移転等、適正な土地利用の誘導に努めます。

③ 火災対策

建築物の集中する商業地のほか、木造住宅が密集する地区について、防火地域や準防火地域の指定を検討するとともに、建築物の不燃化を促進します。また、火災発生時に延焼遮断帯として機能する幅員を持つ道路やオープンスペース等を、歩道や身近に利用できる公園の整備など、都市基盤の形成とあわせて推進します。特に、火災発生時に緊急車両の通行が困難な道路については、計画的に整備を推進します。

新たな住宅地の整備にあたっては、これらのオープンスペース等を配置することで、災害へ備えるとともに、快適な住環境の創出にも資するまちづくりに努めます。

④ 火山災害

火山噴火時の溶岩や噴石による火災や損壊を防止するため、建築物の不燃・堅牢化を促進するとともに、道路や水道等のライフラインについても火山災害に対する安全性の確保を図ります。

火山の噴火により、町内の広い範囲に降灰が予想されることから、降灰による影響等の情報提供に努めるほか、灰捨て場候補地の確保など、降灰処理手段の確立に努めます。

土砂災害警戒区域等位置図

